

令和2年4月17日（金）

教育委員会学校人事課

義務教育人事係

内線：4593

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する 規則の概要

1. 制定の概要

「群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正に伴い、公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則を制定する必要があるため。

2. 制定内容

公立学校等会計年度任用職員について勤務時間、週休日、休日、有給休暇、無給休暇等に係る規則を定める。

3. 施行期日

令和2年4月1日